

高等学校等就学支援金に関するお知らせ

令和4年7月分～令和5年6月分の支給に係る手続きです

高等学校等就学支援金制度について

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給します。

本制度では、保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額（※）が、30万4200円未満（年収目安約910万円未満）の世帯に「就学支援金」が支給されます。算定額に応じて、支給額が加算されます。

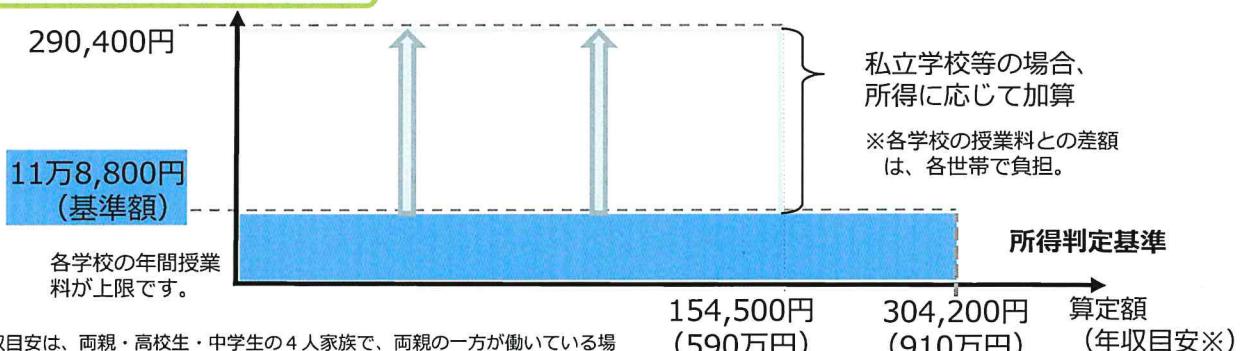
【算定式】（市町村民税の）課税標準額×6% - （市町村民税の）調整控除の額

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

（※）保護者（親権者）の合算により判断します。

高等学校等就学支援金の加算支給について

本校の場合の支給額(年額)



*年収目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

令和4年度の手続きについて

○毎年7月頃、ご家庭の所得情報が更新されるので、県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。

現在就学支援金を受給している方は、次の①③④の場合を除き、既にご提出いただいているマイナンバーを利用し、県が確認作業を行うため、手続きは不要です。

○無収入でも、あらかじめ所得の申告が必要です。（配偶者控除対象者を除く。）

手 続 き が 必 要 な 方

①離婚、養子縁組等、保護者等に変更がある場合

※変更がある都度、速やかな提出が必要

- 保護者等情報変更の届出（書類を学校へ提出）

☞学校事務室までご連絡ください。必要書類をお渡します。

②就学支援金（令和4年4月～令和4年6月分）を受給していない場合で、所得情報の更新等により新たに要件を満たすこととなる場合

- 高等学校等就学支援金受給資格認定申請（オンライン申請）

☞学校のホームページ 保護者の方へ ⇒ 事務室から在校生・保護者へ または

☞Classi 2022年度 全校保護者 に掲載のマニュアルを見ながらスマートフォン・パソコンで手続きをしてください。

★前回申請して不認定となつた方で、再度申請する場合も手続きが必要です。

★入学当初配付されたID・パスワードがわからなくなつた方は 学校事務室へ連絡してください。

★現在、e-shienで「申請の意向なし」の登録になつてある方が、今回申請する場合、まず学校事務室へ連絡してください。

③保護者等の令和3年1月1日時点と令和4年1月1日時点の住所地が異なる場合

- 課税地確認書の提出（書類を学校へ提出）

☞学校のホームページ 保護者の方へ ⇒ 事務室から在校生・保護者へ

に掲載の様式をダウンロード、記入をして学校に提出してください。

④新入生以外で、令和4年1月1日時点で生活保護を受けている場合

- 生活保護受給証明書の提出（書類を学校へ提出）

☞お住まいの市町村窓口で証明書をお取りいただき、学校に提出してください。

市町村によっては発行に数日かかる場合がありますので早めに手続きをしてください。

②受給資格認定申請をする場合の e-shien操作期限

提出期限 **令和4年 6月 27日（月）まで**に登録してください。

①保護者等情報の変更 ③課税地確認書 ④生活保護受給証明書の 提出期限・提出方法・提出場所

提出期限 **令和4年 6月 20日（月）まで**

提出方法 古封筒等に入れ、必ず封をし、学籍番号・氏名を明記してください。

提出場所 中越高等学校 事務室

※書類の未提出や不備がある場合は、就学支援金が支給されません。

Q & A

Q 1 収入がない場合は、所得の申告はしなくてもいいですか？

A 1 無収入でも所得の申告が必要です。未申告の方は、速やかに市区町村の税務担当窓口で手続きを行ってください。未申告の場合は就学支援金は支給されません。（配偶者控除対象者である場合は申告がなくても差支えありません。）

Q 2 両親が離婚したため、保護者等に変更があった場合は、どのように手続きしたらよいですか？

A 2 保護者等の変更の届出が必要です。速やかに学校に手続きを行ってください。
なお、認定区分の変更は届出の翌月からとなります。

Q 3 休学した場合、就学支援金の取扱いはどうなりますか？

A 3 休学中に授業料が課されない学校に通学している場合は、就学支援金の支給はありません。ただし、支給期間は経過していくので、支給停止の届出を学校に提出することにより、就学支援金の支給期間の経過を停止させることができます。

Q 4 年度の途中で、保護者等に失職、被災等の特別の事情が生じて学費の負担が困難になった場合、課税額に経済状況が反映されるまでの間の支援はありますか？

A 4 私立高校に通学する生徒については、「新潟県私立高等学校学費軽減事業」において授業料減免制度がありますので、学校にご相談ください。

Q 5 申請内容に誤りがありました。どのように手続きしたらよいですか？

A 5 就学支援金の支給金額が変更となる場合がありますので、学校にお問い合わせください。
なお、虚偽の記載をして提出し、就学支援金を受給した場合は、刑罰に処されることなどがあります。

その他のQ & Aは、文部科学省のホームページに掲載されています。

文部科学省ホームページ：http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

中越高等学校事務室

担当 大森

☎0258-24-0203

(平日8:15-17:00)